

I 開成町環境基本計画改定の背景

ここでは、環境を取り巻く様々な状況について整理するとともに、平成 24 年 3 月に改定された「開成町環境基本計画 2012～2016」における取組みの成果を検証し、環境基本計画の改定に向けての基本的考え方を示します。

1 環境を取り巻く動き

(1)我が国の環境問題

《地球温暖化に関する状況》

温室効果ガスの排出量は、産業・運輸部門での改善努力にもかかわらず、業務・家庭部門での排出量の増加に歯止めがかけられていません。京都議定書で示された約束期間（2008～2012年）の削減目標の6%（1990年比）については、森林吸収量の確保及び外国の排出権購入¹⁾を加味することで、どうにか達成されています。

しかし、世界全体で見ると CO₂ 排出量は依然、増加しており、中・長期的な削減目標を設定する必要があります。一方で最大限の緩和策（温室効果ガス排出削減等）を実施したとしても、気候変動の影響を完全には避けられないとの認識も広がっており、緩和策とともに、気候変動による悪影響へ備える「適応策」を実施することの重要性が指摘されるようになりました。

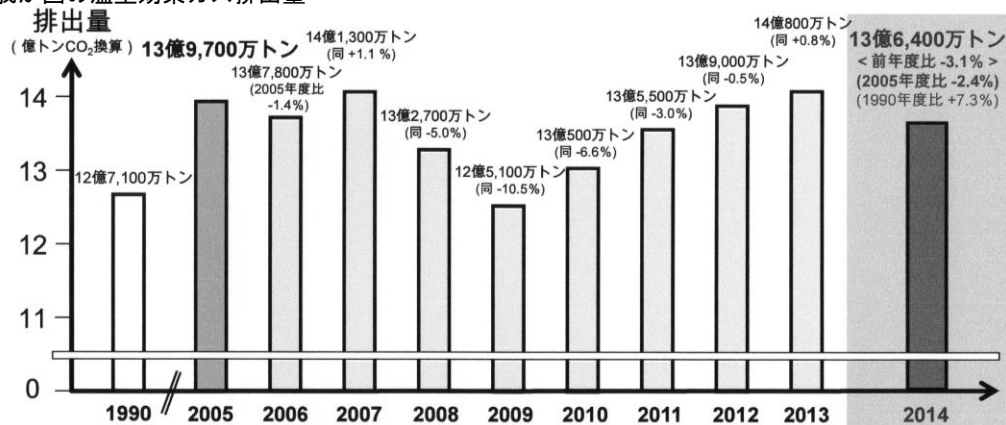
こうした中、2015年（平成27年）12月、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、このCOP21において全ての国が参加する2020年（平成32年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として2℃の目標設定、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、適応の長期目標の設定などが盛り込まれました。

我が国では京都議定書の約束期間以降、カンクン合意に基づき、2020年度（平成32年度）における温室効果ガスの削減目標を、3.8%削減（2005年度比）することを、COP19（2013年）において表明したほか、平成27年7月には、「日本の約束草案」を決定し、2030年度の中期削減目標を、26%削減（2013年度比）とすることを目標として掲げています。

平成28年5月には、2030年度の中期削減目標達成のため、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。また、「適応策」の重要性を踏まえ、地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対する施策として、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、「緩和策」「適応策」の両輪で地球温暖化対策の取組みが進められています。

我が国における平均気温は、この100年間で約1.2℃上昇し、日降水量100ミリ以上の大雨や猛暑日の日数が増加しており、地球温暖化が原因とされるこれらの現象は、今後、農業や日常生活に大きな影響をもたらすことも予想されます。

図01ー我が国の温室効果ガス排出量



注1 「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として気候変動に関する国際連合枠組条約（以下、「条約」という。）事務局に正式に提出する値という意味である。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回とりまとめた確報値が再計算される場合がある。
注2 今回とりまとめた排出量は、条約の下で温室効果ガス排出・吸収目録の報告について定めたガイドラインに基づき、より正確に算定できるよう一部の算定方法について更なる見直しを行ったこと、2014年度速報値（2015年11月26日公表）の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったことにより、2014年度速報値との間で差異が生じている。
注3 各年度の排出量及び過年度からの増減割合（「2005年度比」等）には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

（出典：環境省ホームページ 2014年度（平成26年度）温室効果ガス排出量 確報値 概要）

¹⁾ 排出権購入：温室効果ガス削減目標の補完的手段として、排出削減量が京都議定書で定めた削減目標を達成し、更に削減できた国から、その余剰分を金銭で購入することができる仕組み。

《自然環境・生物多様性に関する状況》

国土の約2/3は森林で占められており、これらの緑は光合成により二酸化炭素を吸収することで地球の温暖化防止に重要な役割を果たすとともに、野生動植物の生息・生育の場となっています。また、海域については約35,000kmに及ぶ海岸線延長と約447万平方kmに及ぶ世界有数の領海と排他的経済水域¹⁾面積を有し、水産資源にも恵まれています。

しかし、自然地の開発や管理が十分に行われないことによる森林荒廃、外来種の持ち込みなど、様々な人間活動によりこれらの自然環境が破壊され、生物の生息地が喪失・分断されているほか、種の絶滅速度が速まるなど、生態系への影響が懸念されています。加えて、地球温暖化は生態系の変化をもたらす重要な要因の一つと考えられており、高山帯や島嶼などの脆弱な生態系への影響、湖沼、河川における水温上昇による水生生物への影響なども危惧されています。

《水環境に関する状況》

水環境については、徐々に改善の傾向にあるものの、湖沼、内湾、内海などの閉じた水域での水質基準の達成率はなお低い状況にあります。

国では、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することなどを目的に、平成26年7月に「水循環基本法」を施行し、平成27年7月には法で定められた目的を達成するため、我が国の水循環に関する施策の基本となる計画として、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた「水循環基本計画」が決定されています。

8月1日の「水の日」は、水循環基本法に基づき定められた日で、国民に、水資源の有限性、水の貴重さ、水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めることを目的としており、国・県等が連携し、全国的に水に関する啓発事業等が実施されています。

また、広く国民に向けた情報発信等を目的とした官民連携プロジェクト「ウォータープロジェクト」を平成26年8月に発足させ、多くの企業が取り組んでいる水の取り組みの紹介、国民への水の重要性や正しい情報の発信を促進しているとともに、流域別下水道整備総合計画等の水質保全に資する計画の策定の推進、適切な下水処理水等の有効利用、雨水の貯留浸透や再利用を推進しています。

《大気・土壌環境に関する状況》

大気環境は、全体としては改善の傾向にありますが、光化学スモッグの原因となる、工場や自動車の排煙から生成される光化学オキシダントについては、平均濃度が少しずつ高くなる傾向にあります。

市街地等の土壌汚染についても、土壌環境基準等を超えた汚染の事例は増加傾向にあり、これは、工場跡地などの再開発や売却の際に自主的に汚染調査を行う事業者が増えたことによる部分も大きいと考えられますが、自然由来汚染²⁾の判明などにより、今後も増加することが予想されます。

¹⁾排他的経済水域：国連海洋法条約に基づいて設定される、経済的な権利（資源開発等）及び海洋汚染防止の義務が及ぶ水域。

²⁾自然由来汚染：自然の岩石や堆積物に含まれる、生物に有害な重金属等（カドミウム、水銀、ヒ素など）による環境汚染。

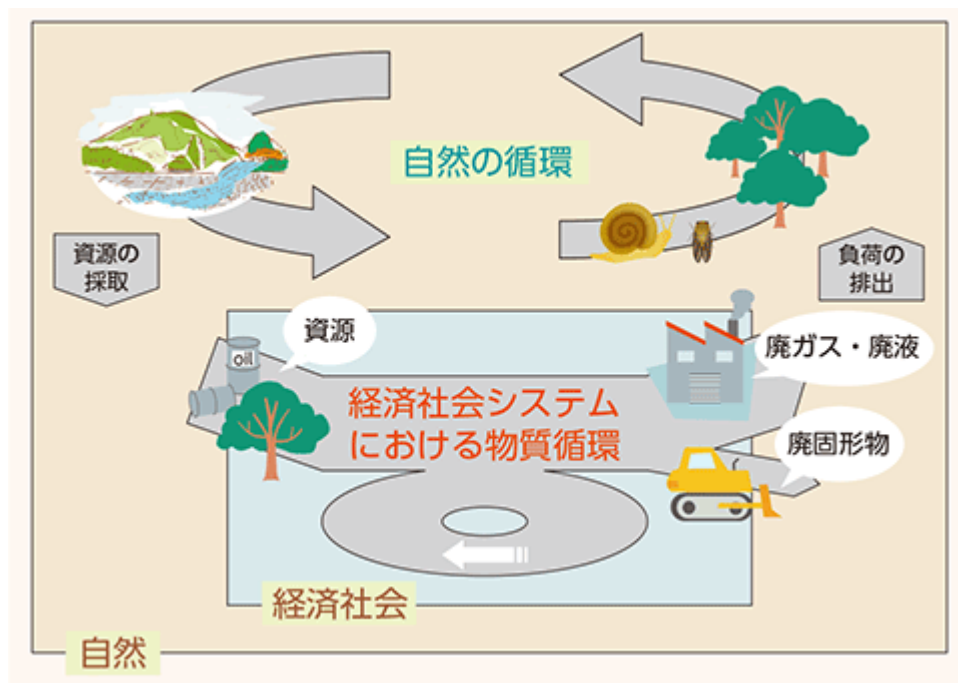
《物質循環・廃棄物に関する状況》

国や地方公共団体等によって、循環型社会の形成に向けた様々な施策が行われた結果、平成12年当時と比べ、廃棄物の最終処分量は平成12年の約5,600万トンから平成25年には約1,630万トンと大幅に低減しました。投入する資源に占める循環資源の割合（循環利用率）についても、平成12年の10.0%から平成25年には16.1%と、着実に増大しています。

その一方で、平成25年5月に閣議決定された第三次循環基本計画では、リデュース及びリユースの取組みが遅れていると指摘されています。また、リサイクルについても、産業廃棄物に関する取組みは比較的進んでいるものの、我々の生活にとって身近な一般廃棄物に関する取組みは、十分に進められているとは言えない状況にあります。さらに、第三次循環基本計画の目標になっている産業や人々がいかに資源を有効に利用しているかを示す資源生産性については、平成28年2月に行われた第三次循環基本計画の直近の点検において、平成32年度の目標達成は困難であることが明らかとなっています。

今後は、循環型社会の本来の目的である天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を図るために、まだ再使用や再生利用が可能な資源を、埋立材として利用したり、燃やしてしまったりするのではなく、リデュース・リユースを推進したり、品質の劣化を伴わず、同じものに再生できるリサイクル（水平リサイクル）等の、質が高くかつ効率的なリサイクルを進めていくことが必要です。また、資源生産性を向上させるため、モノが廃棄・処分される段階の取組みだけでなく、その前のモノの生産・流通・消費といった段階で、資源の消費量を削減することが重要となります。

図 02ー自然界及び経済社会における物質循環の調和



(出典：平成28年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 橋本征二ほか「循環型社会像の比較分析」より環境省作成)

(2)国の環境政策

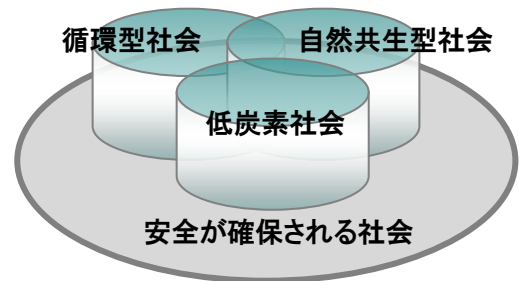
環境保全に係る施策によって一定の成果が見られる一方、気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題がますます明らかになり、数多くの課題が未だ解決されていません。また、環境問題に取り組むにあたって考慮すべき社会経済の状況も大きく変化しています。

そのような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの人命を奪っただけではなく、住宅・工場の被災や電力不足による経済活動の停滞、原発の事故による放射能被害など、我が国の社会経済に大きな影響を与えるとともに、わたしたちはこのような状況に直面し、自然の持つ巨大な力に対し、社会システムの脆弱さを改めて痛感させられました。

このような体験を通し、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方や暮らし方、さらには自然との関わり方を含めて、価値観や意識の変化が生じ、持続可能な社会の実現のためには、今後の環境政策にも大きな変革が求められています。

これらの状況を踏まえ、国では、平成24年4月に「第四次環境基本計画」を閣議決定し、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を「目指すべき持続可能な社会の姿」と位置づけ、環境保全に関する施策を展開しています。

図03－目指すべき持続可能な社会の姿



(3)神奈川県環境政策

県では、これまでの環境基本計画で取組んできた生活環境保全対策、自然環境の保全・再生、資源循環の推進、地球温暖化対策、環境意識の形成などの環境施策に加え、新たに取り組むべき環境課題に的確に対応し、環境の保全と創造を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年3月に、新たな環境基本計画（計画期間：平成28年度～平成37年度）を策定しています。

新たな環境基本計画では、10年間の基本目標を「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」とし、基本目標を達成するため、「持続可能な社会の形成」「豊かな地域環境の保全」「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの施策の分野を設定し、計画の実現に向けて具体的な環境施策が展開されています。

図04－神奈川県環境基本計画における基本目標と3つの分野

《基本目標》	将来につなぐ、良好な環境の保全と創造
施策の分野1 持続可能な社会の形成 将来の世代の利益を損なわない環境負荷の少ない社会をめざすため、地球温暖化対策を分散型エネルギーシステムの構築と一体的に進めるとともに、資源の循環的利用を推進します。	
施策の分野2 豊かな地域環境の保全 自然豊かで県民が暮らしやすい地域環境をめざすため、里地里山の保全活動をはじめ、生物多様性に配慮した自然を守る取組みや、身近な大気、水などの生活環境を保全する取組みを推進します。	
施策の分野3 神奈川の「チカラ」との協働・連携 施策の分野1と施策の分野2の取組みを促進するため、神奈川の人材や先端技術を有する企業等との協働・連携を推進します。	

2 環境基本計画(2012～2016)の達成度

環境基本計画（2012～2016）では、「いつまでもうまいとせせらぎのあるまち かいせい」を将来像に、4つの基本目標とこれらの目標を達成するための12の取組みの方針、目標年次である平成28年度における22の達成目標を設定し、これらの目標を目指して取り組んできました。

環境基本計画を策定するにあたり、これらの目標値に対する達成度を検証します。

基本目標	取組みの方針	達成目標			実績値
		指標	H22(2010) 実績値	H28(2016) 目標値	H27
(1) 水と緑の保全と創出 ～開成町ならではの うまいとせせらぎを 育もう～	①豊かな水を守ろう	公共下水道人口・合併処理 化槽人口比率	74%	83% (9%増)	90%
	②環境保全の役割 としての農地を見 直そう	北部農業振興地域の優良 な農地の維持	109ha	109ha	109ha
	③生き物の生息環 境を守り育てよう	多自然型水路の数 現在のホタル生息地の維 持	1箇所 4箇所	2箇所以上 4箇所	1箇所 6箇所
(2) 生活からの環境 負荷軽減 ～環境に負担をかけ ない生活を心がけよ う～	①ごみの減量化とリ ュース、リサイク ルを進めよう	家庭系ごみ住民1人当たり のごみ排出量	737g	700g (5%減)	678g
		ごみの資源化率	32%	40% (15%減)	30%
		生ごみの堆肥化を中心とし て、家庭から排出されるも えるごみの量	2,918t	2,480t (15%減)	2,906t
	②環境美化を進め よう	かいせいクリーンデー参加 者数	7,739人	8,500人	9,331人
	③健康で安全な暮 らしを守ろう	騒音等の苦情件数	5件	2件 (50%以上減)	2件
		町の食生活改善推進委員 養成講座の受講者数	41人	56人 (年間3人以上増)	56人
(3) 地球環境との共 生 ～次の世帯に美しい 地球環境を引き継ご う～	①限りあるエネルギ ーを大切に使い、地球温暖化 を防止しよう	町(行政)施設の温室効果 ガスの排出量	1,100t・CO ₂	1,070t・CO ₂ (3%減)	894t・CO ₂
		地球温暖化防止活動を推 進する事業者数	4事業所	10事業所	10事業所
		住宅用太陽光発電システム 設置費補助件数(延件 数)	20件	80件	179件
		「CO ₂ 排出削減活動」の町 民実践者数(町民アンケー トサンプル数に対する実践 者の割合)	—	10%	—%
	②環境負荷の少な いまちづくりを進 めよう	歩行者・自転車道化率(延 長)	73%	88% (15%以上増)	87%

※： 部分は目標未達成

基本目標	取組みの方針	達成目標			実績値
		指標	H22(2010) 実績値	H28(2016) 目標値	H27
(4)行政・企業・住民 一体の環境のま ちづくり ～長い目、広い視野 でともに取組もう～	①環境に対する知 識・情報を身に つけよう	環境学習会等の開催回数	5 回	10 回	1 回
		環境学習リーダーの養成 数	0 人	10 人	0 人
	②自主的な環境保 全活動を進めよう	省エネ家計簿利用・報告 人数	140 人	290 人	276 人
		「町民の自主保全活動」へ の行政働きかけ件数	0 件/月	5 件/月	1 件/月
		町民環境調査や環境実践 チャレンジ等の参加人数	96 人	144 人	0 人
	③あらゆる人・企 業・団体が参画 する取組みにし よう	環境フェア等の町が開催 する事業への参加者数	1,000 人	1,500 人	360 人
	④周辺環境、自然 に配慮したまち づくりを進めよう	公園・緑地における地域住 民との管理協定箇所数	12 箇所	15 箇所	18 箇所

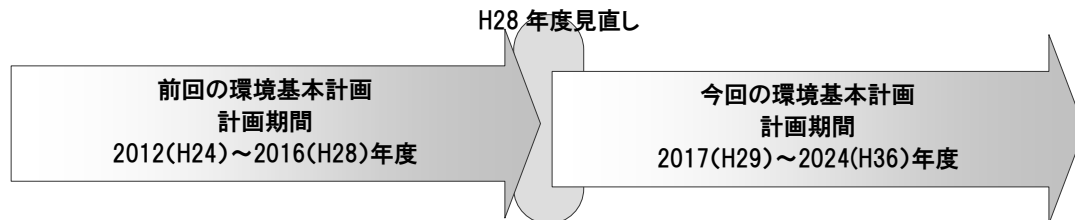
※： 部分は目標未達成

(3)計画の期間

環境基本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 36 年度までの 8 年間とします。

計画終了時の目標を設定し、その達成に向け、町民・事業者・町（行政）が一体となって具体的な取組みを行っていきます。

図 06－開成町環境基本計画の計画期間



(4)計画見直しの基本的考え方

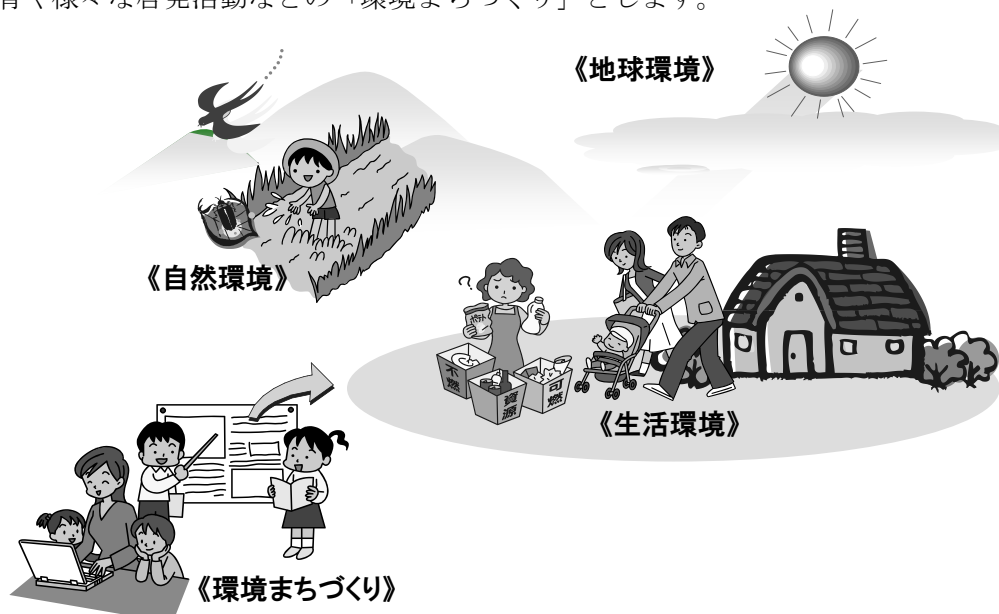
計画の見直しにあたっては、前計画に掲げる将来像や基本目標、取組み方針などの基本的な枠組みは、原則、継承するものとし、一方で個別の目標値や具体的取組み等については、国・県の環境政策の動向や環境基本計画の目標達成度等を踏まえながら見直しを行います。

なお、この計画は「開成町環境基本計画推進会議」において、環境に関心の高い町民のみならず、身近な生活環境や町の自然環境、地球環境などのテーマごとに、現況や課題、取組みの方針や具体的取組みについて議論して素案を作成し、「開成町環境審議会」の審議・答申を経て、庁内で最終調整の後、策定したものです。

(5)計画で扱う範囲

計画は、原則として町の行政区域全体を対象とします。なお、周辺市町との広域的な連携も視野に入れ、相互に効果の得られる方策を検討していきます。

また、計画で扱う環境の範囲として、わが町が誇る水や緑、自然の動植物などの「自然環境」、わたしたちの日常生活に密接に関係した水質汚濁や大気汚染、ごみ問題などの「生活環境」、地球温暖化やオゾン層破壊など広い視点での「地球環境」と、これらの環境を保全するための学習・教育や様々な啓発活動などの「環境まちづくり」とします。





コラム①

開成町環境基本計画推進会議（１）

開成町では、平成 23 年度に策定された環境基本計画の見直しを行うにあたり、町民の意見を反映するため、5 回の町民参画の「開成町環境基本計画推進会議」を開催しています。

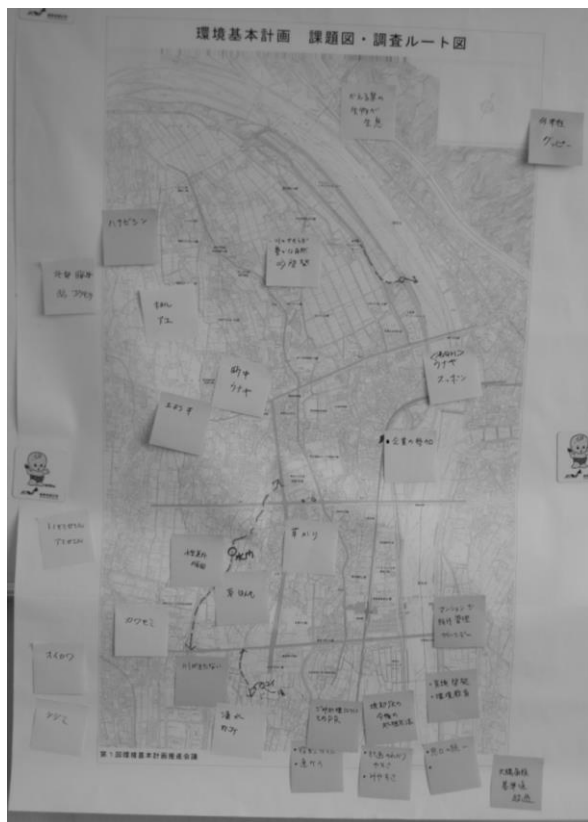
第 1 回、第 2 回、第 3 回の推進会議では、町内の環境について話しあい、本町の環境のすぐれた点や問題点についてを互いに話し合い、本町の環境に関する課題を確認しています。



第 3 回推進会議の様子

○第 1 回、第 2 回、第 3 回推進会議開催概要

	開催日	主な協議内容
第 1 回	平成 28 年 7 月 29 日（金）	○本町の環境のすぐれた点、問題点の抽出
第 2 回	平成 28 年 8 月 24 日（木）	○第 1 回での協議を踏まえ、フィールドワークにて環境状況を確認（P 22 コラム②参照）
第 3 回	平成 28 年 10 月 12 日（水）	○第 1 回、第 2 回を踏まえ、本町の環境の課題を整理



第 1 回推進会議 町内の環境の現状を抽出

第 1 ～3 回推進会議で整理された課題

◇保全を図る必要がある環境

- ・本町の貴重な水辺・緑地の保全
→数少ない多自然型水路である開成水辺フォレストスプリングス南側水路（かるがも営巣地）
→酒匂川・要定川
→開成南小学校南側湧水池 など
- ・本町の生息する貴重な生物の保全
→カワセミ、ホタル など

◇改善を図る必要がある環境

- ・高台親水公園・山王供養水辺公園及び両公園間の水路脇散策路の維持管理方法
- ・要定川の維持管理方法
- ・用水が止まる土用干し期間等の生物の生息環境の保全方法
- ・農家の高齢化に伴う今後の農地の維持管理方法
- ・ごみ処理に対する町民意識の向上
- ・若い世帯や新住民などの環境活動への参加方法
- ・あじさいの維持管理方法 など